

遺児手当の給付

対象

町に住所があり、18歳未満の児童を養育しているかたで、次のいずれかに該当するかた

- ①父母のいずれかが死亡、または生死が明らかでない児童の保護者
- ②父母が離婚した児童の保護者
- ③その他これらに準ずると町長が認めたかた

※毎年7月に町民税課税状況の審査があります。不給付に該当した場合、その年度の給付は停止します。

給付額

児童1人につき月額2,000円
(年2回、9月と3月に給付)

問合せ 住民福祉課福祉係
☎62-1230 内線113



特別弔慰金の請求

平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金を受けるかたがない場合、戦没者などの死亡当時のご遺族お1人に、額面40万円の国債(10年償還)が発行されます。

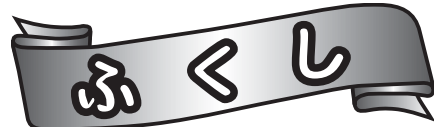
対象

戦没者死亡当時、次の続柄にあったご遺族(請求権の順位は番号順)

- 1 弔慰金の受給権者
- 2 子
- 3 生計関係のあった
①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 4 上記3以外の
①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 5 上記1から4以外の3親等以内の親族で、1年以上生計関係のあったかた

請求期限 平成20年3月31日(月)

受付 住民福祉課福祉係
☎62-1230 内線113



太陽の広場

心の不調を抱えながら、町で生活しているかたがたの交流の場です。

お友だちと誘いあって、お気軽にご参加ください。

期日	内容
7月11日(水)	コラージュ作り
25日(水)	パソコン教室

集合 午前9時30分・総合センター
申込み 住民福祉課保健衛生係
☎62-1230 内線107

言葉の教室(こっこくらぶ)

町では、言語聴覚士によるお子さんの発語や発音がはっきりしないなどの相談を行っています。お気軽にご相談ください。(要予約)

期日 7月13日(金)
 時間 予約により決定
 場所 総合センター
 費用 無料
 問合せ 住民福祉課保健衛生係
 ☎62-1230 内線107

急病になったときは

皆野病院	急患の場合24時間診療	☎62-6300
------	-------------	----------

医師会休日急患医

1日	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	五野上医院	内・小	大野原	☎22-1587
8日	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	南須原医院	内・外	長瀬	☎66-2038
15日	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	清水病院	内・外・消	皆野	☎62-0067
16日	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎22-3022
	秩父病院		宮側	
22日	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	松本クリニック	内	日野田	☎22-3000
29日	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	原医院	脳外・内	小鹿野	☎72-8088
29日	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	小鹿野中央病院		小鹿野	☎75-2332
29日	医師会休日診療所	内・小	熊木	☎23-8561
	近藤医院	内・産・婦	日野田	☎22-0043

医療機関の都合で変更になることがあります。消防署皆野分署☎62-0256で確認してください。

医師会ホームページ(<http://www.chichibu.ne.jp/ishikai>)でも確認できます。